

4. 持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）

05

（つかう責任）

- ・ サプライチェーンにおける生物多様性への影響について触れ、生物多様性の保全と持続可能な生産と消費のあり方に関する考え方、特に、環境に配慮した製品の購入や食品ロス・プラスチックごみ（海洋生態系に悪影響を与える可能性が懸念されるマイクロプラスチック等）の削減等、消費者の行動変容を促すことが重要である。
- ・ 食育など消費者及び事業者の理解や関心を高める取組と連携して、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図る。

12

つくる責任
つかう責任

農林水産省の主な取組事例



※食品ロス削減と生物多様性

食品ロス削減により、廃棄される食品を生産するための土地利用による森林伐採や農薬・肥料の投与量を減らし、生物多様性の劣化を抑えることができる。

【例：持続可能な生産消費形態のあり方検討会】

環境との調和なくして農林水産業・食品産業の持続的な発展は見込まれないことから、持続可能な消費のあり方について、普及方策の検討も含め有識者による検討会を設置。

11月1日を皮切りに、令和元年度に3回の検討会開催。

【持続可能な生産・流通等の取組例】



4. 持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）

06

現在の主な取組	取組の概要
食育	農林漁業体験の機会の提供や郷土料理の調理体験、日本型食生活の普及・啓発等について地域や学校等において取り組む。
フード・アクション・ニッポン（FAN）	生産者、食品事業者、消費者、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大に取り組む国民運動。
食品ロス削減	事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減を国民運動として推進する。
プラスチック資源循環アクション宣言	業界団体・企業のプラスチック資源循環による自主的取組について情報発信する。
農泊、グリーンツーリズム	都市と農村の人の交流を通じて、農山漁村を活性化するとともに、教育の場として活用する。
ジビエ利用拡大	捕獲鳥獣を地域資源として利活用するため、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーションに取り組む。
日本農業遺産・世界農業遺産	独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する。
木づかい運動	木材を利用することの意義を国民に知ってもらい、暮らしの中に木材製品を取り入れることで日本の森林を育てていく運動に取り組む。
「魚の国のしあわせ」プロジェクト	消費者に広く魚食の魅力を伝えるため、漁業者、流通業者、学校・教育機関、行政等水産に関わるあらゆる関係者による官民協働で取り組む。

こうした取組と連携して、消費と生物多様性の関連性についての普及・啓発を図る。

あるいはラベリングの問題もあります。われわれ消費者が適切にラベリングというものを理解して、消費選択に活かせるのかも問題としてあります。

サプライチェーンが複雑になったことで、これらの問題がさらに複雑化し、国や地方自治体、企業ができることの断片化がどんどん進んできています。

農林水産省も何もやってこなかったわけでもなく、さまざまな生物多様性と消費との関連性について普及を図るような取組が、これまでも、そして現在も多数行われています。今後、既存の取り組みとうまく連携を図りながら、国民等に対するの普及を図っていく必要があるということが研究会で議論されました。

もう一つ重要な観点が SDGs です。これは、国連で合意されている先進国も後進国も目標を実現することが期待されている 17 の目標で、生物多様性の保全から完全に独立したものではありません。SDGs の中には「陸や海の生物多様性の保全」をはじめ、気候変動、あるいは働き方、都市での暮らし方、生産や消費のあり方、貧困、ジェンダー、水など、さまざまな目標が位置付けられています。

しかしながら、SDGs が出てきたのは 2015 年で、今ある農林水産省の戦略が策定されたのは 2012 年なので、戦略は SDGs を考慮したものにはなっていないのです。そこで今回、農林水産省で見直し作業をする際には、今の戦略それぞれの取り組み項目は、SDGs の取り組み目標とどういうふうに関係しているのかをまず整理しました。

その結果、取り組みによって引き起こされる潜在的なトレードオフの問題。つまり、このゴールは達成できるが、このゴールに対してはマイナスの影響が起こりうるということも実際にはあります。マイナスを最小化しつつ、各ゴールの貢献のシナジーを上げていくことが期待されています。

続いてのスライドは、あくまでも暫定的な整理ですが、現在の農林水産省の戦略における項目、あるいは今回われわれの研究会で新しく出した論点と、それぞれの SDGs との関係を示したものです。これらを実際に戦略の改定を行う中に、うまく盛り込んでいく必要があるわけです。

5. 持続可能な開発目標（SDGs）

なお、SDGs目標との関係性については、農林水産省の主な取組と照らして任意に整理したもの。今後変更される可能性あり。

07

農林水産省が実施している生物多様性に関連する施策とSDGsやポスト2020目標との関係性について整理する。

項 目	SDGs目標	主な取組の概要
IV. 地域別の生物多様性保全の取組 1. 田園地域・里地里山の保全	    2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 日本型直接支払交付金（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）により、地域資源の基礎的保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。 - 伝統的で独自性のある農林水産業が営まれている地域を農業遺産と認定することで、認定地域の取組が評価され、生物多様性が保全。 - 環境保全型農業直接支払交付金により、有機農業、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組や冬期湛水等の生物多様性に効果の高い営農活動を支援。
2. 森林の保全	    6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 13.2 気候変動対策の政策等 15.1 陸域生態系と内陸淡水生態系の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 森林整備事業により、間伐や再造林等を実施。 - 国有林野において、貴重な森林生態系を適切に保全・管理するとともに、適切な間伐の実施、伐期の長期化、複層林化、一定の広がりにおいて様々な育成段階から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針広混交林化を行うなど、多様な森林づくりを推進。 「シカによる森林被害緊急対策事業」や「森林整備事業」等によりシカ捕獲を実施することで個体数調整を推進。また、「森林整備事業」や「林業成長産業化総合促進対策」等により鳥獣害防止柵等の整備を支援することで森林植生の被害防除を推進。 - 全国植樹祭、全国育樹祭等の全国規模の緑化行事への支援、NPOや企業等の多様な主体による森林づくりに向けた幅広い普及啓発及び森林づくり活動を支援。
3. 里海・海洋の保全	    2.4 持続可能な食料生産システムの確保 6.6 山地・森林等の水に関連する生態系の保護 14.2 持続的な管理と海洋及び沿岸生態系の保全 17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ	- 水産多面的機能発揮対策交付金により、漁業者等が行う藻場・干潟等における食害生物の駆除等の取組を支援。 - 自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業により、自然調和に配慮し、水産動植物の生息・繁殖が可能な工法・構造を採用した漁港施設の整備や水産生物の増産効果等を高めるため、間伐材等木材と鋼材やコンクリートを組み合わせた構造の魚礁の設置。 - 我が国の水産物が持続可能資源であり、管理しつつ最大限活用することの重要性を消費者に理解してもらうため、持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの普及を、水産加工業者や流通業者等との連携を図りつつ促進。

出所：登壇者講演資料

忘れてはならないのが気候変動と生物多様性の関係です。世間では環境問題というと、主として気候変動に強い関心が集まっています。企業のほうでも環境経営というと、まずは気候変動に行きがちなのですが、生物多様性との関係も忘れてはいけません。気候変動そのものが、生息適地の変動等によって、生物多様性の損失を直接的に引き起こします。さらに、他の問題として着目されているのが、気候変動が他の土地利用変化や、漁獲、あるいはその他の森林伐採等の行動と合わせて、生物多様性の損失にマイナス影響を与えるということです。もちろん、気候変動は農林水産業の生産性に対しても影響を与えますが、生物多様性にも大きな関連があるということです。

次に触れるのは、気候変動の適応策や緩和策と、生物多様性の保全との相乗効果や、シナジー、あるいはトレードオフの問題です。日本ではあまり想定されづらいのですが、例えば森林

に炭素固定のために植林をすることによる生物多様性の損失、あるいはバイオエネルギーの生産を行うプランテーションによる生物多様性の損失が国際的に問題視されています。いずれの緩和策、適応策にも何らか生物多様性への影響は考慮されますので、こうしたトレードオフの問題についてはっきりと認識をしないとイケない。研究会では、そういったことを戦略の中に位置付けていく必要があるという意見が出ておりました。

具体的には、その生物多様性保全に寄与する気候変動緩和策というものも、いくつか例として出ています。例えば、有機農業による炭素貯留の促進。あるいは適切な間伐や再造林、あるいは海域による藻場の形成等による CO₂ の固定は、生産性の向上とシナジーを持ちうるものとして挙げられています。以上が研究会で出た重要な改訂のポイントです。

5. 持続可能な開発目標 (SDGs)

なお、SDGs目標との関係性については、農林水産省の主な取組と照らして任意に整理したものです。今後変更される可能性あり。

09

戦略の項目/SDGs目標	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
I. まえがき																	
II. 農林水産業と生物多様性																	
III. 農林水産業における生物多様性に関する基本的な方針		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
IV. 地域別の生物多様性の取組		●				●							●	●	●		●
V. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進		●				●								●	●		●
VI. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進		●												●	●		●
VII. 農林水産分野における地球環境保全への貢献		●				●	●						●	●	●		●
VIII. 農林水産業の生物多様性の評価手法の開発及びその活用の促進						●								●	●		
IX. 東日本大震災と生物多様性の保全		●						●	●	●	●	●	●	●	●		●
【有識者研究会による提言】																	
・農林水産業・農山漁村が育む生物多様性		●	●	●	●	●								●	●		●
・持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）	●	●		●				●				●	●			●	●
・持続可能な開発目標（SDGs）との関係																	
・気候変動と生物多様性	●	●				●	●						●	●	●		●
・実施体制の強化		●				●						●	●	●	●	●	●

出所：登壇者講演資料

さて、実はさらに重要なポイントがあります。実施体制の強化に関するものです。皆さんあまりご存じではないかもしれませんが、この「農林水産省生物多様性戦略」は法的な根拠を持つものではありません。「生物多様性国家戦略」は、法的な根拠を持ち、且つ閣議決定されることで、国の計画としての位置付けがはっきりとしたものが作られるのですが、「農林水産省生物多様性戦略」にはそういったものはありません。だからこそ、どのように実効性を高めていくのか、そのための実施体制を確保、

強化していくことが重要だという意見が出ました。省内で関係する局や課と協調するだけでなく、地方農政局や森林管理局、関連する研究機関や関係省庁、民間企業、地方自治体、NPOと役割を適切に分担しながら調整を図っていく。そういったこともしっかりと戦略の中に盛り込むべきという議論が出て、今回の提言の取りまとめになりました。

私からの発表はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

6. 気候変動と生物多様性

10

気候変動により、多くの種の生息地に変化が生じることや、特定の種は絶滅速度が加速化するほか、陸と海の利用の変化、生物の直接的採取など他の自然への悪影響を深刻化させるなど生物多様性への影響について記載する。また、気候変動による農林水産業や農山漁村への影響について触れ、農林水産分野における気候変動適応策、緩和策と生物多様性との相乗効果やトレードオフの可能性について検討する。

また最近では、自然の働きにより低いコストで環境・社会・経済に便益をもたらす、社会にレジリエンスをもたらすこれらの解決策を「自然を基盤とした解決策（NbS：Nature-based Solutions）」と総称して、気候変動や生物多様性等の国際会議で議論されている。

気候変動に関する国内外の動き

- パリ協定の発効・締結（2016年11月）
- 地球温暖化対策計画（2016年5月）、●農林水産省地球温暖化対策計画（2017年3月）
- 気候変動適応法の成立（2018年6月）●農林水産省気候変動適応計画の改定（2018年11月）

生物多様性保全に寄与する気候変動緩和策の具体例

- ・有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことや、有機物の施用による土づくりを行うことから、生物多様性を保全するとともに、農地等への炭素貯留を促進
- ・林業生産活動を通じた間伐や再造林等の適切な森林整備
- ・海草や海藻の育成による藻場の形成・拡大によるCO₂の固定と漁場の生産性の向上



有機農業



森林整備



藻場の保全（ウニの駆除）

7. 実施体制の強化

11

環境と経済の両立に向けて、サプライチェーン全体に対して「農林水産省生物多様性戦略」の実施を促すため、以下の事項を検討する。

- ・「農林水産省生物多様性戦略」の実効性を高め、現場での取組を着実に進めるために実施体制を強化すること。
- ・農林水産省の各関係部局の役割を明確にするとともに、関係省庁・民間企業・地方自治体・NPO・研究機関等の多様な主体が連携し、かつそれぞれが主体性をもち行動することが重要であること。

